

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正社員の差別を。

めいめい、均等待遇、なげんご差別！ユニオンは労働法裁判に勝利を！

Twitterページを開設しました！未来のツウクナンバーも見れます。https://twitter.com/Unionkyusyu ユニオン長崎で検索！

東日本20条裁判 ・新たな追加訴訟

未来



おはようございます。私たちは郵政ユニオンが非正規社員の均等待遇を求めてたたかっている「郵政労働契約法20条裁判」が新たな局面に入りました。たたかひの経緯を「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会ニュース」より転載する形で報告します。尚、紙面の都合で編集しています。

東日本裁判原告3人は、9月19日、東京地裁に、元々の裁判で請求した期間（2016年9月以降から2019年7月まで）以降の、各種賃金及び労働条件の差額の損害賠償を求めて提訴しました。合わせて、正社員の就業規則・賃金規定が適用される地位の確認等も請求しました。原告3人は郵政では法を1年半前

倒して2016年10月に制度がスタートした労契法18条に基づく無期転換を行わず、有期雇用のまま「不合理な格差のもとで今も働き続けています。今回の裁判は元々の裁判での請求期間以降を請求期間とした拡張請求の裁判となります。本件では改めて有期契約の原告3人が、同じ業務に従事する（新）一般職正社員と各種手当及び休暇等の労働条件の相違について、不合理なものと認められるのかということを中心とする争点に労契法20条の立法事実及び立法主旨を主張し、原告ら期間雇用社員と正社員との労働条件の相違と不合理性を立証しています。



また、新たに会社が東西判決後に行った年末年始勤務手当と住居手当の就業規則による不利益変更に対して、被告・会社は「（新）一般職に支給されていた住居手当を廃

190人の組合員の要求を無視した不誠実回答を許さない！

たたかひは第二次の集団訴訟へ

日本郵便とゆうちょ銀行2社は、郵政ユニオンが所属する非正規組合員188人の名を記載し、労働契約法20条に基づき、手当等の支払いを求めた要求書（8月20日提出）に対して、要求項目すべて「要求には応じられない」と10月5日、回答してきました。労契法20条に基づく第一次要求（2017年10月提出）、第二次要求（2019年2月提出）の回答内容からもある程度予想されていたとはいえ会社回答は勇気を出し要求を提出した組合員の要求を全く無視した不誠実な回答です。到底、認めることはできません。

今回は要求書と合わせて、損害賠償にかかわる3年の消滅時効を止めるために、催告書を内容証明郵便物として郵送しています。また、要求書に対する回答交渉は行われていませんが、この回答によって郵政ユニオンはこの間の組織決定に基づき、労働契約法20条裁判の第二次訴訟を提起することになります。この裁判は100人を超える非正規組合員が原告となり、全国各地で集団訴訟としてたたかわれる裁判となります。それは郵政ユニオンの総力を結集したとりくみとなります。

支える会結成から5周年 更なるご支援を！

は、有期契約労働者の待遇の改善を実現するため



止し、司法が命じた期間雇用社員に対する損害賠償請求権を無効にし、新一般職の労働条件を切り下げる方向で処遇格差解消を図ろうとした」と指摘、「労働契約法20条

に立法化されたものであり、正社員の待遇を引き下げることによる格差を是正することなどは法の趣旨に真つ向から反するものである。被告の措置は司法判断を無効とする方向での改定であり、何ら合理性が認められるものでない」とし、「原告は従前の100%の金額に基づく差額相当額の支払を請求する権利を失わない」と主張しています。

第1回口頭弁論期日は、12月2日（月）に東京地裁で行われることが決まっています。多くの皆さんの、ご理解とご支援をお願いいたします。

